
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年8月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★YouTubeで配信中★**【京都総合法律事務所 公式？YouTube】**

有益な動画を無料でお届けします。

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」

- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント？ 運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる？ 同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

<https://www.youtube.com/@user-cz1cd9im1j/videos>

◆労務◆

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストを順番にご紹介します。

＜始末書や顛末書は書き直し無用＞ 再生回数：2つ合わせて約1万回

いわゆる始末書などは「ごめんなさい、もうしません」とセットで取り付けようとされる向きがあるのですが、たとえば「俺、悪いと思ってねえっすから」みたいなものが出てきたならば、それはもし次に同じようなことをしたときに「もともと反省していなかった」ことの証拠になるので書き直し無用かと。

近時の裁判例において、セクハラを理由とした降格処分を争った従業員につき、顛末書で一応反省の弁は述べるものの、相手も悪い的なことを書いていた点が「何が悪いのか、本当にわかってる？ちゃんと反省してる？」と裁判所のお怒りに触れて、降格処分有効となった例もございます(東京地判 R5.12.15)。

＜光 GENJI 通達?!＞ 再生回数：2つ合わせて約1万回

契約の形態のみを業務委託なり外注なりしたところで、それだけで労働者性が失われるものでないことは、界限の皆様には、くじらが魚でないのと同じぐらい共通のご認識かと存じます。この点、芸能人の方々にも当てはまるのですが、「光 GENJI 通達」と呼ばれるものがあるのは豆知識かと(S63.7.30 基収 355)。

基本はいわゆる研究会報告の具体化なのですが、特に芸能人との関係では代替可能性が目立って争点となるのが特徴的かと。本質は一般論同様、時間的拘束性の方ですが、「要はまだ推しがつくほどじゃないでしょ？代替可能じゃね？」みたいな分析がされることもあるようで、それはそれで辛い。かなり辛い。

＜退職前の年休と時季変更＞ 再生回数：2つ合わせて約6000回

年休取得は権利でありますものの、取りたい時季は大体同じなので、もし全員がまとめて同じ時季に取ったら、さすがにどうにかならんもんかと申し上げたくなるわけで。ただこれが事業譲渡に際して、みんなが一斉に辞めてしまうことを前提に、退職前の年休取得だとされてしまうと困ってしまうわけで(続く)

退職前の年休取得は、時季変更をしようにも変更先がないのでどうしようもない、というのが理屈の問題なわけですが、一斉退職かつ一斉取得となると、もう業務が回らないわけで、お願いしながらどうにか調整した結果、年休が取れない人が出た分には、ある程度は許して下さる模様です(大阪地判 R6.3.27)

＜解雇の前には必ず注意指導＞ 再生回数：2つ合わせて約8000回

勤務成績が問題となる従業員は、雇入当初から問題があることが少なくなく、試用期間で解雇していない、昇給もしている等は解雇無効主張につながりやすいです。が、しっかり具体的に注意指導して、改善がないことも証明できれば、そういう事情をふまえても解雇が通ることもあるのです(東京地判 R5.10.25)

注意指導は最低限、いつ、どこで、何があって、どういう害悪が出たか、そしてどう直すべきかがどれも具体的であるべきで、そこで直すべきとしたことが直っていないということが記録化されていると、事情はだいぶ違うというわけです。なお害悪は「気分が悪い」とかいう雰囲気的なものでは心許ないです。

＜不得手な機械作業員を解雇したいが…＞ 再生回数：2つ合わせて約2万2000回

機械作業員として雇った者が、その動作を見て動きに合わせて作業をしたり、同時並行での複数作業が不得手だと判明したので、試用期間で解雇したというケースにて、「不

得手だったかもしれない、およそ無理とまではいえない」ということで解雇無効とした例もあるようで(大阪地判 R6.1.19)。つらい…。

こちらの裁判例では試用期間中の解雇は普通の解雇よりも広い範囲で認められる、ということは前提としつつも、それでも客観的合理性があるとはいえないとのご判断でした。しかし機械作業で「不得手」ではなく「無理」を検証しようとする、事故発生の手遅れになることも懸念され、どうしたものかです。

＜薬剤師を解雇したいが…＞ 再生回数：2つ合わせて約1万6000回

薬剤師として雇った人が、試用期間中、①老眼で処方箋を読むのに時間がかかる、②必要な服薬指導をしなかった、③女子中学生の患者さんに水虫薬が出ていると他の人にも聞こえる声で言った等々があっても「適格性を欠くと評価するのは相当ではない」とした例があるようです(大阪地判 R6.2.22)。つらい…。

こちら試用期間が延長されており、延長後はこういった問題は見当たらなかった、ということが指摘されておまして。ならば延長などせず、当初の期間で本採用拒否とすれば……ともいわず、その間の注意指導が不十分なら、それはそれでアウトだったかと。採用に失敗すると、もうなんともならんわけです。

＜取締役でも管理監督者あたらない?!＞ 再生回数：約2万7000回

裁判所は管理監督者を認める気がないということは、もう何度もキイキイ申し上げていることですが、たとえば取締役であったとしても、就任前と報酬が変わらない、雇用保険もそのまま、タイムカードもある、権限も限定的などコンボが続くと、管理監督者にあたらないとされるわけです(大阪地判 R6.3.14)。

フォローしておくところな有益なポストが自動的に届きます！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆事業再生◆

【中小企業活性化協議会】

京都の SM に就任して約 3 か月が経過しました。

京都府の法務調査役を務めていた際にも感じたことと共通しますが、それぞれの組織にはそれぞれの立場があり、それぞれのメンツを立てなければ物事はスムーズに進まない一方で、共有する一本の筋を通さなければゴールへの道が蛇行します。金融に関する知識は金融機関の皆様には長がありますが、弁護士業務で培った見通しと胆力で奮闘しています。

活性化協議会へのご相談はお早めに！抽象的でも大歓迎！20 年 6 万件の実績に基づき秘密厳守します。

https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/index.html

◆知的財産◆

【AI と著作権】

文化庁が「AI と著作権に関するチェックリスト&ガイドンス」を公表しました。

生成 AI に関係する当事者の立場（開発者、提供者、業務利用者、一般利用者）ごとにリスク低減方策が示されています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf

【著作権セミナー「AI と著作権」】

文化庁の令和 6 年著作権セミナー「AI と著作権Ⅱ」の動画が公開されました！

令和 5 年度著作権セミナー「AI と著作権」も同じページで視聴できます！

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

【知財 G メンの取組】

中小企業庁は、知財 G メンを駆使して知的財産取引の適正化に努めています。

知財 G メンによる調査において、発注者と受注者との契約の条項の中に、第三者との間に知財権上の紛争が発生した場合、発注者が例外なく受注者である中小企業にその

責任を転嫁できる可能性のある契約が締結されている事案を発見し、見直しを要請しました。この取組は「知的財産取引に関するガイドライン」に基づくもので、「契約書ひな形」の活用を推奨しています。

「知的財産取引に関するガイドライン」や「契約書ひな形」はこちらからダウンロード可能です。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/07/20240731001/20240731001.html>

【著作権が侵害された場合には】

著作権を侵害された場合に損害賠償請求するにはどのような要件を充たす必要があるでしょうか。当事務所の知財チームが解説記事を作成しました。

著作権侵害が成立するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・著作物に該当する
- ・著作権の存在が認められる
- ・依拠性がある
- ・同一性又は類似性がある

それぞれの要件を詳しく見ていきます。

<https://kyotosogo-law.com/post-5169/>

◆広告規制・消費者契約◆

【ステマ規制による措置命令】

うちの事務所のメンバーも通っている chocoZAP が、対価を提供することを条件にインスタグラムに投稿を依頼したことについて、措置命令を受けました。

ステマ規制については、「ステマ規制の概要と罰則等！景品表示法との関係と企業が取るべき対策」という記事で、

- ・ステマ（ステルスマーケティング）とは？
- ・ステマ規制の重要性
- ・違法と見なされるステマ規制の事例
- ・ステマ規制違反を防ぐ手法

をまとめましたので、ご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5400/>

【有利誤認表示による課徴金納付命令（4223万円）】

富士通クライアントコンピューティングが、販売実績のない通常価格と対比してキャンペーン価格と表示していたケースで4223万円の課徴金納付命令を受けました。

二重価格表示についても、「景表法の二重価格表示の基準と違反時の罰則とは？」という記事で、

- ・二重価格表示の概要
- ・適法な二重価格表示の基準
- ・違法と見なされる二重価格表示の事例
- ・二重価格表示違反時に企業が受ける罰則

をまとめましたので、ご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5289/>

【有利誤認表示による措置命令】

「生ビール190円 ハイボール150円」

「伝串（1本）50円」

「伝串 赤 ～秘伝～（1本）90円」

等々の表示が消費税を含まない価格であったため、有利誤認表示となり、措置命令を受けました。

【優良誤認表示による措置命令】

「24時間使い放題！」と表示していたchocoZAPが、実際は使えない時間があったことから優良誤認表示として措置命令を受けました。

【優良誤認表示による措置命令】

ビッグモーターが、ウェブサイトに「修復歴なし」と表示していたが、実際は修復歴のある中古自動車を販売していたため、ビッグモーターから吸収分割で全ての事業を承継した WECARS が措置命令を受けました。

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtimses.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。

実際に指摘を受けて裁判となったり、裁判前に削除に至ったりした条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<貸衣装契約>

- ▲ 前撮りを終えた後のキャンセルについて、レンタル料金（税込み）の 93% を超える解約金を定める条項
- ▲ レンタル商品に汚損が生じた場合に消費者が負担するクリーニング代金や修理代金に関する「貸出商品に染み、汚れ、破損等が生じた場合、別途クリーニング代、修理代を頂きます。」との条項

◆承継・相続◆

【きょうと市民相続相談センター】

(一社) きょうと市民相続相談センターは、「相続を通じて家族みんなの笑顔を作る」をモットーとして相続に関するあらゆるお悩みに対応すべく無料相談回を定期的を開催しています。

<https://www.shiminsouzoku.com/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%84%A1%E6%96%99%E7%9B%B8%E8%AB%87%E4%BC%9A/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所の「クレームガード」で「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年8月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

前回のメルマガから今回のメルマガまでの1か月の間に3回のセミナーを開催させていただきました。

7/26 広告規制（景品表示法・薬機法）

8/9 契約書作成・チェックにおける留意点

8/23 BtoCにおける販売促進時の留意点（特定商取引法）

1 か月間に3回のセミナーは自身初めての試みでしたが、どの回も楽しく開催することができ、ご参加いただいた皆様、ご対応いただいたスタッフの皆様、事務所の仲間から感謝しています。

9 月は某政令指定都市の研修で登壇させていただく機会がありますので、そちらに全集中した後、下半期の計画を立てていきたいと思えます。

阪神タイガースは、高橋遥人投手が戻ってきたのでそれだけで十分です。まだ手首にプレートが入っているとか。2023 年ドラフト 1 位の下村海翔投手もキャッチボールを開始したようです。

海の向こうでは、投手としてリハビリ中であるにもかかわらず三冠王や 50-50 (50 本塁打&50 盗塁) も?!なんて漫画みたいな大活躍をしている大谷翔平選手ですが、その大谷選手と並ぶこの世代のスーパースターである井上尚弥選手の 9/3 の試合がいよいよです。

身体の仕上がりがモノスゴイですね。

背中が鬼(仕上がった背筋)が喜ぶ素晴らしい試合を期待します!

F1 は、マクラーレンが素晴らしい進歩を遂げています。

第 13 戦ハンガリーGP では、オスカー・ピアストリ選手が優勝、ランド・ノリス選手が 2 位とワンツーを決めた後、第 14 戦ベルギーGP では、ピアストリ選手が 2 位、第 15 戦オランダ GP では、ノリス選手が優勝と、マクラーレンの快進撃が続いています。

角田裕毅選手(ビザ・キャッシュアップ RB)がレッドブルに昇格できるのか話題となったサマーブレイクでしたが、セルジオ・ペレス選手が残留ということになりました。レッドブルはマックス・フェルスタッペン選手でさえ 5 戦連続で優勝を逃す状況ですので、昇格保留で良かったのかもしれないと捉えましょう。

フェルスタッペン選手は王座を防衛できるのか、ますます混戦となってきた F1 に注目です。

先日、「Y 世代・ミレニウム世代とのコミュニケーションの取り方」という講義を受け、「Y 世代って何やねん」と思って聞いていましたが、年代的に自分でした!

この世代は情緒的に不安定で、強い承認要求があり、プラスのフィードバックが必要で、心理的安全性が必要。

・・・そうかもしれない。

自分としてはフランクに接しているつもりでも、逆効果になっているかもしれない。共感コミュニケーション（評価ではなく観察を伝え、感情を表現する?!）を意識し、チームの絆を強くしていきます。

ちなみに、Y世代の次はZ世代で、その次はα世代（アルファ世代）というのですね。デジタルネイティブ・多様性・サステイナブル・親バーチャル空間・タイパ・コト体験。

こういうステレオタイプな分析自体、α世代には（Z世代にも）イタイでしょうが、インサイド・ヘッド2を観て、ぐるぐる回ってるシンパイの姿やヨロコビのメッセージに感動したということをお伝えしたいと思います。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com